

社会福祉法人伊東市社会福祉協議会会長の費用弁償等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊東市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会長に対する費用弁償及び旅費に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 本会の会長には報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、月額50,000円を限度に、別に定める。

(費用弁償)

第3条 本会の会長がその職務遂行のため、勤務した場合及び役員会並びに各種委員会に出席した時は、費用弁償として日額2,000円を支給する。

(旅費)

第4条 会長がその職務を遂行するために出張した場合の旅費は、社会福祉法人伊東市社会福祉協議会事務局職員の旅費に関する規程により支給する。

(支給の調整)

第5条 会長が出席する会議、委員会等で主催者側が旅費等を支給する場合は、この規程による費用弁償は支給しない。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。